

# 香川県報



第 65 号

平成 18 年

8月18日(金曜日)

## 目次

(●印は、県法規集掲載事項) ページ

### 規 則

●香川県災害対策本部規則の一部を改正する規則

(危機管理課)

一

### 告 示

○道路の供用開始

(道路課)

二

○道路の位置指定 (二件)

(建築課)

二

### 公 告

○大規模小売店舗立地法第八条第三項の規定による公告 (四件)

(経営支援課)

三

○土地改良事業の適否決定 (六件)

(土地改良課)

四

○土地改良事業計画変更の適否決定

( )

五

○土地改良区の定款の変更の認可

( )

六

## 規 則

香川県災害対策本部規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年八月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

### 香川県規則第七十二号

香川県災害対策本部規則の一部を改正する規則

香川県災害対策本部規則(昭和三十八年香川県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「動員班、情報班」を「情報班、対策班」に、「対策班」を「動員班」に改める。

別表第一総務部の部総務部防災局危機管理課の項を次のように改める。

別表第一総務部の部本部長の指定する課の項及び同表動員班の部を削り、同表情報班の部を次のように改める。

総務部防災局危機管理課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害応急対策の総括に関する事。</li> <li>2 本部の運営に関する事。</li> <li>3 本部長の命令及び指示の伝達に関する事。</li> <li>4 防災行政無線その他の災害通信設備に関する事。</li> <li>5 防災航空隊に関する事。</li> <li>6 気象情報等の伝達に関する事。</li> </ol>
-------------	--

情報班	<p>総務部防災局危機管理課、政策部自治振興課及び総務部統計調査課</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市町、防災関係機関、連絡班等からの被害情報、災害応急対策実施状況等に関する情報の収集及び取りまとめ並びに国への報告に関する事。</li> <li>2 防災拠点施設となる庁舎の被害に関する情報の収集に関する事。</li> </ol>
-----	--

対策班	<p>総務部防災局危機管理課及び本部長の指定する課</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害応急対策の調整に関する事。</li> <li>2 災害応急対策における市町、企業及び県民に対する指示及び協力要請に関する事。</li> <li>3 国、他の道府県その他関係機関への応援要請に関する事。</li> <li>4 自衛隊に対する災害派遣要請に関する事。</li> <li>5 災害応急対策用の物資等の調達、輸送等に関する事。</li> <li>6 消防体制及び消防活動の指導に関する事。</li> </ol>
-----	--

広報班	<p>政策部広聴広報課</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部の記者発表資料の作成及び報道機関への対応に関する事。</li> <li>2 県民向け災害情報の資料作成及び広報に関する事。</li> </ol>
-----	---

別表第一対策班の部の次に次のように加える。

勤務班	総務部人事・行革課	<ol style="list-style-type: none"> <li>職員からの照会、問い合わせ等への対応に関する事。</li> <li>県民からの照会、問い合わせ等への対応に関する事。</li> <li>市町からの照会、問い合わせ等への対応に関する事。</li> <li>他の都道府県からの派遣職員の受入れに関する事。</li> </ol>
-----	-----------	---

別表第一連絡班の部本部長の指定する課の項中「1 各部との連絡調整に関する事。」を「1 各部との連絡調整に関する事。」に改める。

2 情報班への情報提供に関する事。」に改める。

別表第二総務部の部危機管理班の項中1から4までを削り、5を1とし、同表環境森林部の部環境・水政策班の項中3を4とし、2を3とし、「1 水道施設の災害応急対策及び飲料水の確保に関する事。」を「1 水道施設の災害応急対策及び飲料水の確保に関する事。」に改める。

医務国保班	健康福祉部医務国保課	<ol style="list-style-type: none"> <li>市町からの医師、看護師等の派遣要請に関する事。</li> <li>県内の医師、看護師等の派遣先の決定及び派遣の依頼に関する事。</li> <li>県外からの医師、看護師等の派遣の受入れに関する事。</li> <li>応急救護所の設置場所の把握に関する事。</li> <li>医療救護施設の救護体制の支援に関する事。</li> </ol>
-------	------------	---

別表第二農政水産部の部土地改良班の項4中「の災害応急対策」を「(農業用水専用区間に限る。)の被害情報の収集及び連絡調整」に改める。

附則  
この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

●香川県告示第五五十三号  
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。  
その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成十八年八月十八日から同年九月八日まで一般の縦覧に供する。  
平成十八年八月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道(一般)
- 二 路線名 三都港平木線(二百五十号)
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
小豆郡小豆島町大字神浦字松山甲六五四番 三九地先から	五・五		平成十七年 香川県告示 第七百十号 で変更した 区域
小豆郡小豆島町大字神浦字松山甲六五四番 五一地先まで	八・〇	五三	

四 供用開始の期日 平成十八年八月十八日  
●香川県告示第五五十四号  
建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。  
平成十八年八月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指定番号 中土指道 第十号
- 二 指定年月日 平成十八年八月二日
- 三 指定道路の位置 善通寺市弘田町字荒井一一六四一及び同地先農道

四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・七六メートル

延長 三四・九九メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。

●香川県告示第五百五十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十八年八月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指定 番号 中土指道 第十一号

二 指定 年月日 平成十八年八月三日

三 指定道路の位置 丸亀市柞原町字下所二二四―二

四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・七〇メートル

延長 三一・六九メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。

公 告

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年八月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 意見の対象となった届出に係る公告

平成十八年香川県告示第百六十八号

二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

ワンダーグー宇多津店 綾歌郡宇多津町浜三番丁二番地二ほか

三 法第八条第一項の規定により宇多津町から聴取した意見の概要

意見なし

四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

該当なし

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び宇多津町産業振興課

2 縦覧期間

平成十八年八月十八日（金曜日）から同年九月十九日（火曜日）まで

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年八月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 意見の対象となった届出に係る公告

平成十八年四月七日香川県告示（大規模小売店舗立地法による新設の届出）

二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグコスモス元山店 高松市元山町字西末宗六七三番地

三 法第八条第一項の規定により高松市から聴取した意見の概要

1 市道における通行の安全と円滑の確保を図るための方策を講じること。

2 周辺道路の清掃や除草等を定期的に行い、周辺道路の適正利用促進に努めること。

四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

該当なし

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十八年八月十八日（金曜日）から同年九月十九日（火曜日）まで

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項

の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年八月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 意見の対象となった届出に係る公告

平成十八年四月七日香川県公告（大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出）

二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグコスモス普通寺店 普通寺市与北町字西原三三一八番一ほか

三 法第八条第一項の規定により普通寺市から聴取した意見の概要

青少年のい集対策として、市教育委員会との連絡を密にとること。

四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

該当なし

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び普通寺市建設経済部商工観光課

2 縦覧期間

平成十八年八月十八日（金曜日）から同年九月十九日（火曜日）まで

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年八月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 意見の対象となった届出に係る公告

平成十八年四月七日香川県公告（大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出）

二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

コープ栗林 高松市藤塚町一五七番地二六ほか

三 法第八条第一項の規定により高松市から聴取した意見の概要

意見なし

四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要  
該当なし

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十八年八月十八日（金曜日）から同年九月十九日（火曜日）まで

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年八月二日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十八年八月二十五日から同年九月十四日まで縦覧に供する。

平成十八年八月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
丸亀市飯山町岡土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）岡三号地区	丸亀市飯山市民総合センター
大窪池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）内板地区	〃

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年八月三日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十八年八月二十五日から同年九月十四日まで縦覧に供する。

平成十八年八月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市弦打土地改良区	単独県費補助土地改良事業（さく井）明見南地区	高松市産業部土地改良課
香川県内場池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）長野地区	〃

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、満濃町土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）買田水路地区）を行うことについて平成十八年八月四日適当と決定した。

その関係書類をまんのう町土地改良課において平成十八年八月二十五日から同年九月十四日まで縦覧に供する。

平成十八年八月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定により、飛石地区共同施行が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）飛石地区）を行うことについて平成十八年八月二日適当と決定した。

その関係書類を丸亀市飯山市民総合センターにおいて平成十八年八月二十五日から同年九月十四日まで縦覧に供する。

平成十八年八月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる事業主体が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年八月四日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十八年八月二十五日から同年九月十

四日まで縦覧に供する。

平成十八年八月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

事業主体	土地改良事業名	縦覧場所
大堀地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）大堀地区	まんのう町土地改良課
大橋地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）大橋地区	〃
川滝下地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）川滝下地区	〃

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる町が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年八月四日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十八年八月二十五日から同年九月十四日まで縦覧に供する。

平成十八年八月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

町名	土地改良事業名	縦覧場所
まんのう町	香川用水非受益地域用水確保事業（貯水池の浚渫）茶園場地区	まんのう町土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）大柞地区	〃

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、四箇池土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）計画を変更することについて平成十八年八月三日適当と決定した。

その関係書類を高松市産業部土地改良課において平成十八年八月二十五日から同年九月

十四日まで縦覧に供する。

平成十八年八月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、三豊郡大野原町萩原土地改良区、三豊郡大野原町紀伊土地改良区、三豊郡大谷池土地改良区及び三豊郡大野原町花稲土地改良区の定款の変更を平成十八年七月三十一日認可した。

平成十八年八月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀